

# 18歳までに学ぶ 契約の知恵

18歳<sup>さい</sup>で、「成年」<sup>せいねん</sup>（成人）<sup>せいじん</sup>です。

契約<sup>けいやく</sup>が、自分ひとりでできるようになります。

だまされたりしないよう、契約の知恵<sup>ちえ</sup>を身につけましょう!

## あなたなら、どうしますか？



- ① トラブルは、あらかじめ、さけるのが一番です。
- ② 契約をする前に、慎重<sup>しんちょう</sup>に、よく考えましょう。信頼できる人に相談しましょう。
- ③ あなたを守ってくれる法律<sup>ほうりつ</sup>もあります。困ったり、悩んだりしたら、「188」<sup>い や や</sup>（消費者ホットライン）に電話して相談しましょう。



J-FLEC

金融経済教育推進機構

# 1 成年(成人)と契約

## ① 未成年(17歳まで)と成年(18歳から)のちがい

・**未成年者**が契約をするときは、**保護者**などの**同意**を得なければなりません<sup>1</sup>。

— 保護者などの同意を得ず契約した場合、**取り消す**ことができます(**未成年者取消権**)<sup>2</sup>。

・**成年(成人)**になると、**自分ひとり**で契約できます。

— **未成年者取消権**は、**なくなります!!**



## ② 契約とは?

・**契約**とは、**約束**のうち、**法律**が適用されるものです<sup>3</sup>。**権利**と**義務**が生じます。

・ 契約は、自分と相手が**合意**すれば**成立**します(「買います」⇔「売ります」など、**意思表示**が**合致**すれば成立)。**口頭**で合意するだけでも契約は成立します<sup>4</sup>。



## ③ 契約を守る、相手にも守ってもらう

・ 契約をすると、**権利**と**義務**が生じます。自分勝手な理由(例えば「気が変わった」など)で契約をやめることはできなくなります。一方で、相手にも契約を守るよう(例えば契約どおりの商品やサービスを提供するよう)、要求できます。

・ 契約を守らないでいると、最終的には、相手から**裁判所**に訴えられ、**損害**を**賠償**することなどを命じられます。

なぜ、「契約は守るべき」なのか? ~考え方の例~

私たちは、**契約**するかしないか、どのような内容にするかなど、自分の**意思**で**自由**に決めることができます(**契約自由の原則**)。自分の自由な**意思**で契約すると決め、相手と合意した以上、契約を守ることが求められます。社会は**信用**によって成り立っています。契約を守ることは、相手のためだけでなく、自分のためでもあります。契約を守らず信用をなくしてしまうと、今後、契約をしようとするとき、自分が困ることがあります。

<sup>1</sup> こづかいや仕送りの範囲内なら、未成年者でも自分ひとりで契約できます。

<sup>2</sup> 未成年者取消権は、未成年であるというだけの理由で取り消しができる強い権利です。保護者、本人のどちらからでも取り消せます。なお、本人が「成人です」と積極的に相手をだました場合などは取り消せません。

<sup>3</sup> 友人と「明日、遊びに行く約束」などは、法律が適用されず、契約ではありません。

<sup>4</sup> 高額な契約のときなどに「契約書」を作るのは、**証拠**を残し、トラブルにそなえるためです。

## 2 あなたを守ってくれる法律があります

### ① 契約の基本は、「常識」と「民法」です

- ・いったん、契約すると、それを守る義務が生じます。このため、**契約をする前に、慎重に検討しましょう**(いいかげんな気持ちで契約したり、**冷静さ**をなくしているときに契約してはいけません)。**トラブルはあらかじめ防止するのが一番です**。
- ・一方で、どんな場合でも契約を守らなければならないわけではありません。**契約を守らなくてもよい場合**もあります。それは、**法律**が定めています。

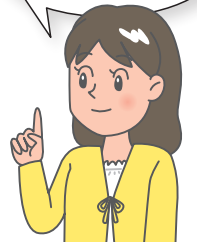
考えて  
みましょう

法律が定めている**契約を守らなくてもよい場合**とは、**どんな場合**だと思いますか？

- ・**民法**(すべての契約の基本となる法律)では、基本原則として、「**権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に**行わなければならない」と定めています(信義誠実の原則)。
- ・一方で、以下の場合などは、**契約を守らなくてもよい**とされています。

- ▽**公序良俗**= 公の秩序や善良な風俗(社会の道徳観念)に**反する**場合(犯罪や、社会で非難される行為をさせるなど)⇒無効(契約は最初から効力なし)
- ▽**だまされた**(詐欺)、**おどされた**(強迫)、**勘違いした**(錯誤)⇒取り消しできる
- ▽**未成年者**が、保護者などの同意を得ずに契約した⇒取り消しできる

民法のきまりは、  
“常識”に近い。



### ② 特に消費者を守ってくれる法律があります

- ・**消費者**の利益を守るため、**特定商取引法**、**消費者契約法**、**電子契約法**などが制定され、契約を守らなくてもよい場合などが追加的に定められています。
- ・それを知っておけば、あやしい誘いを見やぶりやすくなり、あらかじめトラブルをさけることに役立ちます。トラブルになった場合の助けにもなります。

**【特定商取引法】** 消費者トラブルが特に生じやすい取引について、**クーリング・オフ**や**中途解約**(契約の途中での解約)ができることを定めています。 → ③

**【消費者契約法】** 消費者と事業者とでは、持っている**情報の量や質**、**交渉力**に差があります。このため、事業者が**問題のある契約手法**をとった場合、消費者が契約を**取り消し**できること、**消費者の利益を不当に害する契約条項は無効**とすることを定めています。 → ④

**【電子契約法】** 消費者がインターネットによる買い物などをする際、消費者が**操作ミス**や**勘違い**でクリックしても、取り消しできます(契約自体が成立していないケースもあります)。ただし、事業者が**わかりやすい「確認画面」**(消費者が申し込んだ内容の確認ができる画面)を表示し、消費者が**「確認する」**をクリックして(または**「確認不要」**を選択して)承認した場合は、取り消せません。 → ⑤

### ③ クーリング・オフ、中途解約など

### 【特定商取引法】



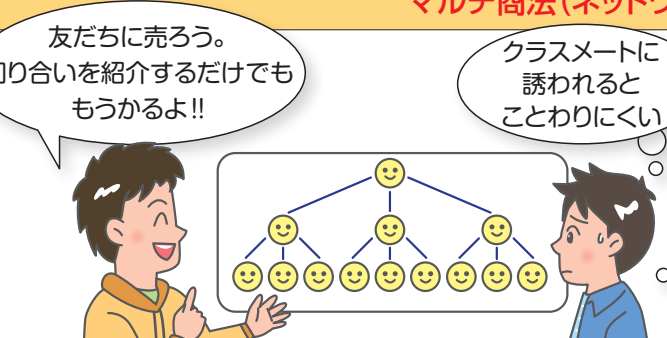
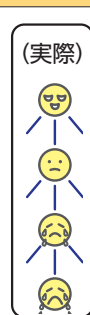
- ・消費者トラブルが発生しやすい取引を、「特定商取引」として7つあげたうえで、クーリング・オフや中途解約ができることなどを定めています。
- ・**クーリング・オフ**(Cooling off)とは、“頭を冷やし、考え直す”との意味です。一定の期間内であれば、理由を問わず、契約を解消できるしくみです。
- ・その期間が過ぎてしまった後でも、**中途解約**ができるものもあります。解約するときに事業者が請求できる金額にも、上限を定めています。

赤字は、若者がねらわれやすいもの

7つの類型	取引の内容、別のよびかた	クーリング・オフ	中途解約
訪問販売	自宅や職場などを訪問して販売 <b>キャッチセールス</b> <b>アポイントメントセールス</b>	8日間 できる*	× できない
訪問購入	自宅を訪問して買い取り、押し買い		
電話勧誘販売	電話で勧誘して申込みを受ける		
特定継続的役務提供	<b>エステ</b> <b>美容医療</b> <b>語学教室</b> パソコン教室 家庭教師 学習塾 結婚相手紹介	20日間 できる*	○ できる
連鎖販売	<b>マルチ商法(ネットワークビジネス)</b>		
業務提供誘引販売	内職商法(副業商法、モニター商法)		×
通信販売	<b>ネットショッピング</b> テレビショッピング カタログ通販 など	クーリング・オフはできない。 ただし、事業者は <b>返品</b> の条件等を表示する必要がある。表示がない場合、 <b>8日間は返品</b> できる。	

\*契約書などの書面を受けとった日を1日目と数えます。最初からお店に買いに行った場合はクーリング・オフできません。

- ・とくに以下の取引には気をつけましょう。

キャッチセールス	アポイントメントセールス
 <p>〇〇〇の無料体験 しませんか?</p> <p>駅や商店街に近い路上などで声をかけて人をつかまえ(キャッチ)、別の場所(事務所、喫茶店など)につれていき、商品などを買わせる。</p>	 <p>おめでとうございます! あなたが当選しました!!</p> <p>行ってきます</p> <p>電話、メール、SNSなどで「当たりました」「いい話がある」などと伝え、会う約束(アポイントメント)をとりつけて、商品などを買わせる。</p>
マルチ商法(ネットワークビジネス)	
 <p>友だちに売ろう。 知り合いを紹介するだけでも もうかるよ!!</p> <p>クラスメートに 誘われると ことわりにくい</p> <p>個人を誘って商品を買わせ、その人に次の人を勧誘させることをくり返し、売上げをふやしていく商法。</p> <p>そんなにうまくいくのかな?</p>	<p>はじめに会員になった人だけがもうかるしくみ。あとで会員になった人は買ってもらうのに苦労し、赤字になることが多い。</p> <p>(実際)</p> 

(注) イラストとは別のかたちで誘われるシーンも考えてみてください。たとえば、「モデルになりませんか」と誘われる(→高いレッスン料をとられるなど)、「アンケートに答えるアルバイトをしませんか」といわれる(→報酬振込のためといって銀行口座番号ほかを聞かれ、消費者金融で勝手に借入されるなど)、SNSで知り合った人から「儲かる方法」を勧められる(→投資用DVDを買わされ、他の人にも売るよう勧められるなど)、といった例があります。

## ④ 契約の取り消し、無効

## 【消費者契約法】

・事業者が問題のある契約手法をとった場合、消費者は契約を**取り消す**ことができます。

事実と違うことをいう	不利益な事実をわざといわない	不確実なことを断定的にいう	帰らない	帰してくれない
不実告知	不利益事実の不告知	断定的判断	不退去	退去妨害

・消費者の利益を不当に害する契約条項は、その部分が**無効**になります。

事業者の損害賠償責任を免除、制限する条項	不当に高額なキャンセル料	不当に高額な遅延損害金(年利14.6%を超える部分)	その他、消費者の利益を一方的に害する条項
			<p>裁判所で個別に判断されます</p>

・**社会生活上の経験が乏しい消費者**に対して、以下を行った場合も、消費者は契約を**取り消す**ことができます。**靈感等による勧誘**については、消費者が取り消しできるケースが広げられ、取消権の行使期間も延長されました(例：契約締結から5年⇒10年)。

<p><b>進学、就職、結婚、生計、容姿、体型</b>などについて、消費者の不安をあおり、事業者が提供する物やサービスを買うことが<b>必要</b>であるという</p>	<p><b>悪質な就活セミナー</b></p>	<p>勧誘者に対する消費者の<b>恋愛感情</b>その他の<b>好意の感情</b>に乗じて、「契約してくれないともう会えない」などという(デート商法)</p>	<p><b>デート商法</b></p>
--	-------------------------	---	---------------------

## ⑤ 勘違いでクリックしても大丈夫

## 【電子契約法】

・電子契約の際、**申し込みの「確認画面」**を事業者が表示しない場合、消費者が**勘違い**や**操作ミス**でクリックしても、大丈夫です(取り消しできます。契約自体が成立していないケースもあります)。

ワンクリック請求(ワンクリック詐欺)	
<p>消費者がクリックを1つただけで、請求がくる。大半は詐欺。</p>	

相手に連絡しない! 迷ったら、「188」に相談!

“架空請求”は無視しよう。

アダルトサイトからこんな請求がよく来る。20歳未満からのトラブル相談でアダルトサイト関連は多い。

### 3 トラブルにあったら

- ・トラブルにあうと動揺<sup>どうよう</sup>し、冷静さを失ってしまいます。ひとりで悩まず、家族、友人、学校の先生など、信頼できる人に、すぐ、相談しましょう。
- ・「消費者ホットライン」を使い、専門知識がある相談員に相談しましょう。

**「188 (いやや!)」** =全国共通の電話番号

- ⇒ 近くの**消費生活センター**の相談窓口を案内してくれます。消費生活センターは公的な相談窓口です。**専門知識を持った相談員が無料**で相談に応じてくれます。**秘密**は守られます。
- ⇒ なるべく早く、迷ったときから相談しましょう。トラブルになった後も、解決のためのアドバイスや、事業者との交渉の手伝いもしてくれます。

### 4 まとめ ~チェックしましょう~

- 世の中には**「だまそうとする人」**がいます。警戒心を持ちましょう。
- キャッチセールスなどは、**無視**しましょう。
- 断るときは、**きっぱり、「いりません!」**。理由は不要です(理由をいうと、説得されます。たとえば「お金がない」というと、お金を借りることなどを勧められます)。
- 契約をする前に、慎重**に、よく考えましょう。**トラブルは予防する**のが一番です。
- 成人**になったばかりのときは、悪質業者にとくに**ねらわれやすい**ことを知りましょう。
- 「欲」**や**「心理」**(お金がほしい、商品がほしい、友だちの頼みをことわれたい、彼女・彼氏がほしい、就職したい、など)につけ込まれないようにしましょう。
- あやしい**サイトは、アクセスしない、クリックしない、不当に請求されても連絡しない、支払わない。
- 困ったら、誰かに**相談**しましょう。**「188」**に電話しましょう。

話し合ってみましょう

消費者が、トラブルにあったとき(例:商品を買ってすぐにこわれた、悪質商法にだまされた)、どう対応するかによって、企業、さらに社会はどう変わると思いますか?